

動薬協会発 118 号

平成24年4月26日

社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 岡本 雄平
(公印省略)

食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省食料産業局長等より通知がありましたのでお知らせします。



24食産第445号

平成24年4月20日

社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省食料産業局長



食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

食品中の放射性物質への対応については、昨年3月に厚生労働省において定められた暫定規制値に適合している食品の摂取は健康への悪影響はないと一般的に評価されているものの、より一層、食品の安全と安心を確保するため、厚生労働省により食品衛生法第11条第1項に基づく新たな基準値が設定され、本年4月1日から施行されたところです。

農林水産省においては、国産農林水産物・食品に対する消費者からの信頼や国際的な信頼を早急に回復するため、関係機関と緊密に連携しながら、消費者に安全な食料を安定的に供給することを最優先に取り組んできたところです。

食品産業事業者の中には食品中の放射性物質に係る自主検査を実施している事業者もみられますが、科学的に信頼できる分析結果を得るためには、別添の「信頼できる分析の要件」に沿った取組等を行っていることが必要であり、貴団体傘下の会員企業に対しこのことの周知をお願いいたします。

また、食品衛生法に基づく基準値は、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限（介入線量レベル）を食品の国際基準を策定するFAOとWHOの合同会議であるコーデックス委員会の指標である年間1ミリシーベルトに合わせる一方で、算定の際の一般食品の汚染割合を50%とし、コーデックス委員会ガイドライン（10%）より厳しい前提が置かれ、さらに特別な配慮が必要な飲料水や乳児用食品等を区分して長期的な観点から設定されたものですので、過剰な規制と消費段階での混乱を避けるため、自主検査においても食品衛生法の基準値（一般食品：100ベクレル/kg、牛乳及び乳児用食品：50ベクレル/kg、飲料水：10ベクレル/kg）に基づいて判断するよう併せて周知をお願いいたします。



平成24年4月20日

24食産第445号

食品産業団体の長 宛

農林水産省食料産業局長

食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

食品中の放射性物質への対応については、昨年3月に厚生労働省において定められた暫定規制値に適合している食品の摂取は健康への悪影響はないと一般的に評価されているものの、より一層、食品の安全と安心を確保するため、厚生労働省により食品衛生法第11条第1項に基づく新たな基準値が設定され、本年4月1日から施行されたところです。

農林水産省においては、国産農林水産物・食品に対する消費者からの信頼や国際的な信頼を早急に回復するため、関係機関と緊密に連携しながら、消費者に安全な食料を安定的に供給することを最優先に取り組んできたところです。

食品産業事業者の中には食品中の放射性物質に係る自主検査を実施している事業者もみられますが、科学的に信頼できる分析結果を得るためには、別添の「信頼できる分析の要件」に沿った取組等を行っていることが必要であり、貴団体傘下の会員企業に対しこのことの周知をお願いいたします。

また、食品衛生法に基づく基準値は、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限（介入線量レベル）を食品の国際基準を策定するFAOとWHOの合同会議であるコーデックス委員会の指標である年間1ミリシーベルトに合わせる一方で、算定の際の一般食品の汚染割合を50%とし、コーデックス委員会ガイドライン（10%）より厳しい前提が置かれ、さらに特別な配慮が必要な飲料水や乳児用食品等を区分して長期的な観点から設定されたものですので、過剰な規制と消費段階での混乱を避けるため、自主検査においても食品衛生法の基準値（一般食品：100ベクレル/kg、牛乳及び乳児用食品：50ベクレル/kg、飲料水：10ベクレル/kg）に基づいて判断するよう併せて周知をお願いいたします。

信頼できる分析の要件

科学的に信頼できる分析結果を得るためには、以下の取組等を行っていることが必要。

1. 分析法の要件

いつ、どこで、誰が分析しても同様の分析結果が得られることが客観的・科学的に検証された分析法を使用。

2. 分析者に求められる事項

(分析機関または生産者等が自ら分析する場合)

①組織管理、分析者の教育、測定手順等の文書化、内部での分析の精度管理などのマネジメント体制を構築。

②定期的に外部の技能試験を受け、自らの技能を評価。

(参考)

○分析機関内部での分析の精度管理

- ・同一試料を繰り返し分析した際のバラツキを把握、標準試料の測定値を定期的に確認など。

○技能試験（「Proficiency Testing」のJIS訳）

- ・第三者機関が配布する試料を参加者が分析し、複数の分析機関間で分析結果を比較・評価するプログラム。（放射性物質の分析でのプログラムは現時点では少ない。）

○食品衛生法では、一定の基準を満たす分析機関を、厚生労働省が登録（登録検査機関）。

○欧州では、食品規制のための分析機関は、ISO/IEC 17025（分析試験所に対する一般要求事項）の認定を取得していることが義務。

3. 分析の発注者が留意すべき事項

①分析を発注する場合、厚生労働省の登録検査機関または精度管理等の体制を整備した分析機関を選ぶ（参考参照）。

②自らの生産物・製品が分析に供される場合、分析される試料と同じロットの製品・生産物を冷凍保存しておく（確認分析が必要な場合に備える）。

(参考)

食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能であるとして

厚生労働省に登録された分析機関

(2012年2月23日現在)

検査機関 registered Laboratory			事業所 establishment		備考 remarks column
検査機関の名称 name	検査機関の所在地 address	代表電話番号 phone number	都道府県 prefecture	製品検査を行う事業所の名称 name	
(株)札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター	札幌市中央区北12条西20-1-10カネシマ冷蔵・2階	011-618-2263	北海道 Hokkaidou	(検査機関名と同じ)	http://www.eiseikensa.com/
(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	札幌市豊平区平岸1条8-6-6	011-824-1348	北海道 Hokkaidou	(検査機関名と同じ)	http://www.douvakken.or.jp
(社)青森県薬剤師会衛生検査センター Aomori Pharmaceutical Association	青森市大字野木字山口164-43	017-762-3620	青森Aomori	衛生検査センター	http://www.aovaku.or.jp/eisei/
(社)岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町3-12	019-622-2467	岩手Iwate	(社)岩手県薬剤師会会館 岩手県医薬品衛生検査センター	http://www.iwavaku.or.jp
(財)宮城県公衆衛生協会	仙台市泉区松森字堤下7番地の1	022-771-4722	宮城Miyagi	(検査機関名と同じ)	http://www.eiseikyokai.or.jp/
(財)山形県理化学分析センター Research Laboratory of Science, Yamagata prefecture	山形市松栄1丁目6番88号	023-645-5308	山形Yamagata	(検査機関名と同じ)	http://www2.ccn.ne.jp/~rkkagaku/
日本環境科学株式会社 Japan Environment Science Co., Ltd.	山形市高木6番地	023-644-6900	山形Yamagata	(検査機関名と同じ)	http://www.jesc-y.jp
日本エコテック(株)	中央区日本橋1-2-5栄太楼ビル8階	03-3274-3667	福島Fukushima	福島分析センター	http://www.ecotech.co.jp
(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター Public Health Research Center of Ibaraki Pharmaceutical Association	水戸市笠原町978-47	029-306-8086	茨城Ibaraki	(検査機関名と同じ)	http://www.ibaraki-kensa.or.jp
(社)埼玉県食品衛生協会	さいたま市浦和区高砂4-4-17	048-649-5331	埼玉Saitama	(社)埼玉県食品衛生協会 検査センター	http://www.sfnar.or.jp
(財)千葉県薬剤師会検査センター Research Center of Chiba Pharmaceutical Association	千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-5828	千葉Chiba	(検査機関名と同じ)	http://www.chiba-kenscenter.or.jp/
(財)日本食品分析センター Japan Food Research Laboratories	渋谷区元代々木町52番1号	03-3489-7131	東京Tokyo 東京Tokyo 大阪Osaka	東京本部(受付窓口) 多摩研究所(検査実施機関) 彩都研究所(検査実施機関)	http://www.jfl.or.jp/
(財)食品環境検査協会 Japan Inspection Association of Food and Food Industry Environment	中央区京橋3丁目7番4号	03-3535-4351	東京Tokyo 神奈川Kanagawa	東京事業所(受付窓口) 横浜事業所(検査実施機関)	http://www.jiafe.or.jp/
(財)日本冷凍食品検査協会 Japan Frozen Foods Inspection Corporation	港区芝大門2丁目4番6号	03-3438-1411	東京Tokyo 兵庫Hyogo	東京検査所(受付窓口) 関西事業所(検査実施機関)	http://www.jffc.or.jp/
(社)日本食品衛生協会 Japan Food Hygiene Association	渋谷区神宮前2丁目6番1号	03-3403-2111	東京Tokyo	食品衛生研究所	http://www.n-shokuei.jp/
(財)日本乳業技術協会 Japan Dairy Technical Association	千代田区九段北1丁目14番18号	03-3264-1821	東京Tokyo	(検査機関名と同じ)	http://www.jdta.or.jp/
(財)日本穀物検定協会 Japan Grain Inspection Association	中央区日本橋兜町15-6	03-3668-0911	東京Tokyo	東京分析センター	http://www.kokken.or.jp/inspect07.html
(財)東京顕微鏡院	千代田区九段南4-8-32	03-3663-9681	東京Tokyo	(検査機関名と同じ)	http://www.kenko-kenbi.or.jp/
(財)新日本検定協会 Shin Nihon Kentel Kyokai	港区高輪3丁目25番23号	03-3449-2811	神奈川Kanagawa	SIK横浜分析センター	http://www.shinken.or.jp/
(社)日本海事検定協会 Nippon Kaiji Kentel Kyokai	中央区八丁堀1丁目9番7号	03-3552-1241	神奈川Kanagawa	食品衛生分析センター	http://www.nhkkr.or.jp/
日本環境株式会社 Nihon Environmental Services Co., Ltd.	横浜市金沢区幸浦2-1-13	045-780-3831	神奈川Kanagawa	中央研究所	http://www.n-kankyo.com/
(財)新潟県環境衛生研究所 Environmental Science Research, Niigata	燕市吉田東栄町8番13号	0256-93-4509	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.kenken-net.or.jp/
(社)新潟県環境衛生中央研究所 Environment Hygiene Central Laboratory Company	長岡市新産2丁目12番7	0258-46-7151	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.nehel.or.jp/
(社)新潟県環境分析センター	新潟市江南区祖父呉野53番地1	025-284-6500	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.nkbc.jp/nkbcweb/
(一財)上越環境科学センター	上越市下門前1666	025-543-7664	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.io-kan.or.jp

検査機関 registered Laboratory			事業所 establishment		備考 remarks column
検査機関の名称 name	検査機関の所在地 address	代表電話番号 phone number	都道府県 prefecture	製品検査を行う事業所の名称 name	
(株)北陸環境科学研究所 Hokuriku Institute of Environmental Science, Co., Ltd.	福井市光陽4-4-27	0776-22-2771	福井Fukui	(検査機関名と同じ)	http://www.hokujkenken.jp
(株)静環検査センター Seikan Kensa Center Inc.	藤枝市高柳2310番地	054-634-1000	静岡Shizuoka	本社環境研究所	http://www.seikankensa.co.jp/
(株)エコプロ・リサーチ	静岡市清水区渋川100番地	054-348-5274	静岡Shizuoka	本社・分析センター	http://www.ecopro-res.co.jp
(社)愛知薬劑師会 The Aichi Pharmaceutical Association	名古屋市中区丸の内2-3-1	052-683-1131	愛知Aichi	生活科学センター	http://www.apba.jp/
東海分析化学研究所 Tokai Bunseki Kagaku Kenkyuusho	豊川市御津町赤根下川50番地	0533-75-2250	愛知Aichi	蒲郡研究所	http://www.tb-labo.co.jp
(財)食品分析開発センター-SUNATEC Food Analysis Technology Center	四日市市赤堀2丁目3番29号	059-854-1552	三重Mie	(検査機関名と同じ)	http://www.mae.or.jp/
(株)島津テクノリサーチ Shimadzu Techno-Research Inc.	京都市中京区西ノ京三条坊 町2番地の13	075-811-3181	京都Kyoto	本社事業所	http://www.shimadzu-techno.co.jp/
(株)日本食品エコロジー研究所 Japan Institute of Foods Ecology	神戸市東灘区住吉南町1丁 目12番12号	078-846-0261	兵庫Hyogo	(検査機関名と同じ)	http://jife.co.jp/
(一社)全日検 All Nippon Checkers Corporation	港区海岸3-1-8	03-5765-2113	兵庫Hyogo	全日検理化学分析センター	http://www.ancc.or.jp
(株)エフイーエーシー 【旧:(株)環境分析センター】 F.E.A.C. Co., Ltd.	出雲市湖陵町坂津1番地	0853-43-3638	島根Shimane	(検査機関名と同じ)	http://feac-c.com/
(株)日本総合科学 NIPPON TOTAL SCIENCE, INC.	福山市美島町南丘399-46	084-981-0181	広島Hiroshima	(検査機関名と同じ)	http://www.ntsc.co.jp
(株)キューサイ分析研究所 QSAI Analysis and Research Center Co., Ltd.	京橋市王丸41-1	0840-37-8070	福岡Fukuoka	(検査機関名と同じ)	http://www.nouyaku-bunseki.net/nouyasei.html
(財)北九州生活科学センター Kitakyushu Life Science Center	北九州市戸畑区中原新町1-4	093-881-8282	福岡Fukuoka	(検査機関名と同じ)	http://www.klsc.or.jp/
(社)熊本県薬劑師会 Kumamoto Pharmaceutical Association	熊本市本荘3-2-19	096-366-9372	熊本Kumamoto	(社)熊本県薬劑師会医薬 品検査センター	http://www.kumayaku.or.jp/
(社)大分県薬劑師会検査センター	大分市大字豊鏡字光屋441-1	097-544-4400	大分Oita	(検査機関名と同じ)	http://www.oitakensa.jp/

※ 検査の詳細については、各検査機関にお問い合わせください。

日本適合性認定協会HPで紹介されている放射性物質の検査に係る
ISO/IEC 17025認定取得機関（厚生労働省の登録検査機関以外）

- ① (株)ベジテック（東京都昭島市武蔵野2-6-18、電話042-545-6528）

<http://www.vegetech.co.jp/>

- ② (株)ユニチカ環境技術センター（京都府宇治市宇治小桜23番地、電話0774-25-2522）

<http://www.unitika.co.jp/kangi/>



24食産第445号

平成24年4月20日

社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省食料産業局

食品小売サービス課長

食品製造卸売課長

食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

このことについて、食料産業局長より通知（平成24年4月20日付け24食産第445号）されたところですが、下記事項につき貴団体傘下の会員企業に周知願います。

なお、食品中の放射性物質に係る各種参考資料が別添1のとおり公表されていますので、貴団体傘下の会員企業に併せて周知願います。

また、貴団体において、食品中の放射性物質に係る勉強会等を開催される際には、要望に応じ当省職員を講師として派遣させていただきます。

記

- ・ 食料産業局長通知の「客観的・科学的に検証された分析法」に関し、厚生労働省から、①食品中の放射性セシウム検査法（http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf）、②食品中の放射性セシウムスクリーニング法（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000246ev.html>）に係る通知が発出されていること。
- ・ 別添2の「信頼できる分析の要件」を満たす分析機関へ発注すること、又は自ら分析している場合は要件を満たす取組をしていること

【講師派遣相談窓口】

農林水産省食料産業局食品小売サービス課

小山内（おさない）、富樫（とがし）

TEL：03-3502-5744



平成24年4月20日

24食産第445号

食品産業団体の長 宛

農林水産省食料産業局

食品小売サービス課長

食品製造卸売課長

食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について

このことについて、食料産業局長より通知（平成24年4月20日付け24食産第445号）されたところですが、下記事項につき貴団体傘下の会員企業に周知願います。

なお、食品中の放射性物質に係る各種参考資料が別添1のとおり公表されていますので、貴団体傘下の会員企業に併せて周知願います。

また、貴団体において、食品中の放射性物質に係る勉強会等を開催される際には、要望に応じ当省職員を講師として派遣させていただきます。

記

- 食料産業局長通知の「客観的・科学的に検証された分析法」に関し、厚生労働省から、
①食品中の放射性セシウム検査法 (http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf)、
②食品中の放射性セシウムスクリーニング法 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000246ev.html>) に係る通知が発出されていること。
- 別添2の「信頼できる分析の要件」を満たす分析機関へ発注すること、又は自ら分析している場合は要件を満たす取組をしていること

【講師派遣相談窓口】

農林水産省食料産業局小売サービス課
小山内（おさない）、富樫（とがし）
TEL：03-3502-5744

<基準値関係>

1. 食品中の放射性物質の新たな基準値について（平成24年2月厚生労働省公表）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anken/iken/dl/120117-1-03-01.pdf>
2. 食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ & A（平成24年3月厚生労働省公表）
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/qa_120330.pdf

<基礎知識関係>

1. 放射性物質の基礎知識（平成24年2月農林水産省公表）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120301_kiso.pdf

<調査・規制関係>

1. 食品等に含まれる放射性物質（平成24年2月農林水産省公表）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120209_shoku.pdf

<分析関係>

1. 放射性物質の分析について（平成23年12月農林水産省公表）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/data_reliance/pdf/rad_kensyu.pdf
2. NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータを用いて測定した結果を適切に評価するために（初心者編）（平成23年12月農林水産省公表）
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/guidance.pdf>

信頼できる分析の要件

科学的に信頼できる分析結果を得るためには、以下の取組等を行っていることが必要。

1. 分析法の要件

いつ、どこで、誰が分析しても同様の分析結果が得られることが客観的・科学的に検証された分析法を使用。

2. 分析者に求められる事項

(分析機関または生産者等が自ら分析する場合)

①組織管理、分析者の教育、測定手順等の文書化、内部での分析の精度管理などのマネジメント体制を構築。

②定期的に外部の技能試験を受け、自らの技能を評価。

(参考)

○分析機関内部での分析の精度管理

- ・同一試料を繰り返し分析した際のバラツキを把握、標準試料の測定値を定期的に確認など。

○技能試験 (「Proficiency Testing」のJIS訳)

- ・第三者機関が配布する試料を参加者が分析し、複数の分析機関間で分析結果を比較・評価するプログラム。(放射性物質の分析でのプログラムは現時点では少ない。)

○食品衛生法では、一定の基準を満たす分析機関を、厚生労働省が登録 (登録検査機関)。

○欧州では、食品規制のための分析機関は、ISO/IEC 17025 (分析試験所に対する一般要求事項) の認定を取得していることが義務。

3. 分析の発注者が留意すべき事項

①分析を発注する場合、厚生労働省の登録検査機関または精度管理等の体制を整備した分析機関を選ぶ (参考参照)。

②自らの生産物・製品が分析に供される場合、分析される試料と同じロットの製品・生産物を冷凍保存しておく (確認分析が必要な場合に備える)。